

6-2 基本目標

本計画において目指すべき目標について、以下のとおり設定します。

【基本方針1 町民の生活と交流を支える地域公共交通の構築】

目標1-① 各地域の中心部における「都市軸」の形成

- ・ 各地域の中心部における行政サービス拠点や商業交流拠点、交通結節点などをつなぐ公共交通を「都市軸」と位置付けて、その維持・充実を図ります。

目標1-② 町内における生活・活動を支える「地域内交通」及び「地域間交通」の維持・充実

- ・ 各地域内の市街地と集落をつなぐ公共交通を「地域内交通」と位置付けて、町内の生活や活動を支える移動手段として、その維持・充実を図ります。
- ・ 高田・本郷・新鶴の3地域をつなぐ公共交通を「地域間交通」と位置付けて、その維持・充実を図ります。

目標1-③ 町民の日常生活に欠かせない「広域交通」の維持・充実

- ・ 町内と隣接自治体(会津若松市・会津坂下町など)を結ぶ公共交通を「広域交通」と位置付けて、広域移動により支えられている通院、買い物、通学などの移動を確保するために、その維持・充実を図ります。

【基本方針2 利用者ニーズに合わせた便利で快適な地域公共交通の構築】

目標2-① 利用の見込めるエリア・施設への利便性向上

- ・ 公共交通でアクセスすることにより利用が見込める施設・拠点などや、一定程度の人口集積があるエリアへの公共交通の確保や利便性向上を図ります。

目標2-② 多様なニーズに対応したサービス提供

- ・ 利用者の年齢・居住地や利用目的などによって異なる多様なニーズに対応し、運行方法・サービス内容などを見直すことにより利用者増・収入増を図ります。

目標2-③ 利用者視点での利用環境の改善

- ・ 高齢者をはじめ誰もが利用しやすい公共交通の実現に向けて、低床バスやUD(ユニバーサルデザイン)タクシーなどの普及促進を図ります。
- ・ 安全・快適かつ分かりやすい乗場・待合環境への改善を図ります。

【基本方針3 まちづくりと連動した地域公共交通の構築】

目標3－① 拠点を活かした交通まちづくりの展開

- ・ 交通拠点に人が集まり、賑わいを創出する機能の強化に貢献します。
- ・ 乗り継ぎが発生する交通拠点は、乗り継ぎしやすい交通結節点としての機能だけでなく、目的地になりうる箇所・施設とすることや、待ち時間を苦痛に感じないような仕掛けづくりを検討します。

目標3－② 都市計画・商業・観光・福祉・子育て支援などの多様な分野・主体と連携した交通まちづくりの展開

- ・ 都市計画と公共交通の一体的取り組みにより、公共交通沿線における都市機能や居住の誘導を促進するような「交通まちづくり」の推進を目指します。
- ・ 商業振興や福祉施策、子育て支援などに貢献する公共交通を目指すとともに、各分野・主体と連携した取り組みにより公共交通の利用促進を図ります。
- ・ 駅などの交通拠点から各観光地・観光スポットへの観光二次交通として、既存の美里あいあいタクシーなどを利活用するとともに、移動と目的をセットにした情報発信・利用促進に取り組みます。

【基本方針4 将来にわたり持続可能な地域公共交通の構築】

目標4－① 多様な交通モードが一体となった持続可能な公共交通網の形成

- ・ 各交通圏全体を見据えつつ、交通需要・ニーズに合った適切な交通モードを組み合わせ、重複・競合を避けた持続可能な公共交通ネットワークを構築します。

目標4－② みんなで支える公共交通の構築

- ・ 交通事業者（運行・運営）、利用者（運賃収入）、行政（国・県・市町の補助など）によって支えることを基本としつつ、公共交通沿線の施設や関係者の協力を得ながら持続性を高めていく取り組みを検討します。
- ・ 情報発信についても、交通事業者や行政のみで行うのではなく、地域（住民・学校・病院など）や企業（職場・商業施設など）等が連携し、継続的に公共交通の情報発信や利用促進を行える仕組みを構築します。

6-3 公共交通の将来像

将来にわたり持続可能な公共交通を確保するため、会津美里町内の地域公共交通網の階層化を行い、広域的な移動を支える「広域交通」、高田・本郷・新鶴の3地域間の移動を支える「地域間交通」、地域内の移動を支える「地域内交通」を定めて、地域公共交通ネットワークの再構築を図ります。

【路線網の現況】

路線階層		路線名
鉄道	広域交通・地域間交通	JR只見線
路線バス	広域交通	高田線(年貢町経由) 高田線(住吉町経由) 本郷線(桜町入口・上米塚経由) 本郷線(対馬館・工業団地経由) 新鶴線
デマンド交通	地域内交通	美里あいあいタクシー
その他		スクールバス

【路線網の階層化】

路線階層	役割	交通モード
都市軸	・ 高田・本郷・新鶴地域の市街地中心部において、広域交通・地域間交通・地域内交通の接続を担う軸	路線バス 美里あいあいタクシー
広域交通	・ 広域的な移動(日常生活、観光利用)を支える路線 ・ 中心拠点及び地域拠点に結節	JR只見線 路線バス
地域間交通	・ 高田・本郷・新鶴の3地域間の移動(日常生活、観光利用)を支える路線 ・ 各交通拠点で広域交通や地域内交通に接続	美里あいあいタクシー
地域内交通	・ 高田・本郷・新鶴地域内の移動(日常生活、観光利用)を支える路線 ・ 各交通拠点で広域交通や地域間交通に接続	美里あいあいタクシー

※都市軸：本町の中心拠点と位置付けた高田・本郷・新鶴地域の生活拠点内において、主に生活交通を処理する軸。

【交通拠点】

	拠点の機能	交通拠点
中心拠点	- 市街地中心部において、人々の移動の主要目的地となる拠点 - 広域交通・地域間交通・地域内交通との乗り継ぎ拠点	じげんプラザ
地域拠点	- 地域内交通と広域交通との乗り継ぎ拠点 - 単に乗り継ぎ拠点であるだけでなく、地域内の生活及び交流機能を合わせ持つ生活拠点	会津高田駅
		情報センター「まっちゃん処」
		本郷庁舎
		新鶴駅
		新鶴庁舎
		高田インフォメーションセンター
		本郷インフォメーションセンター

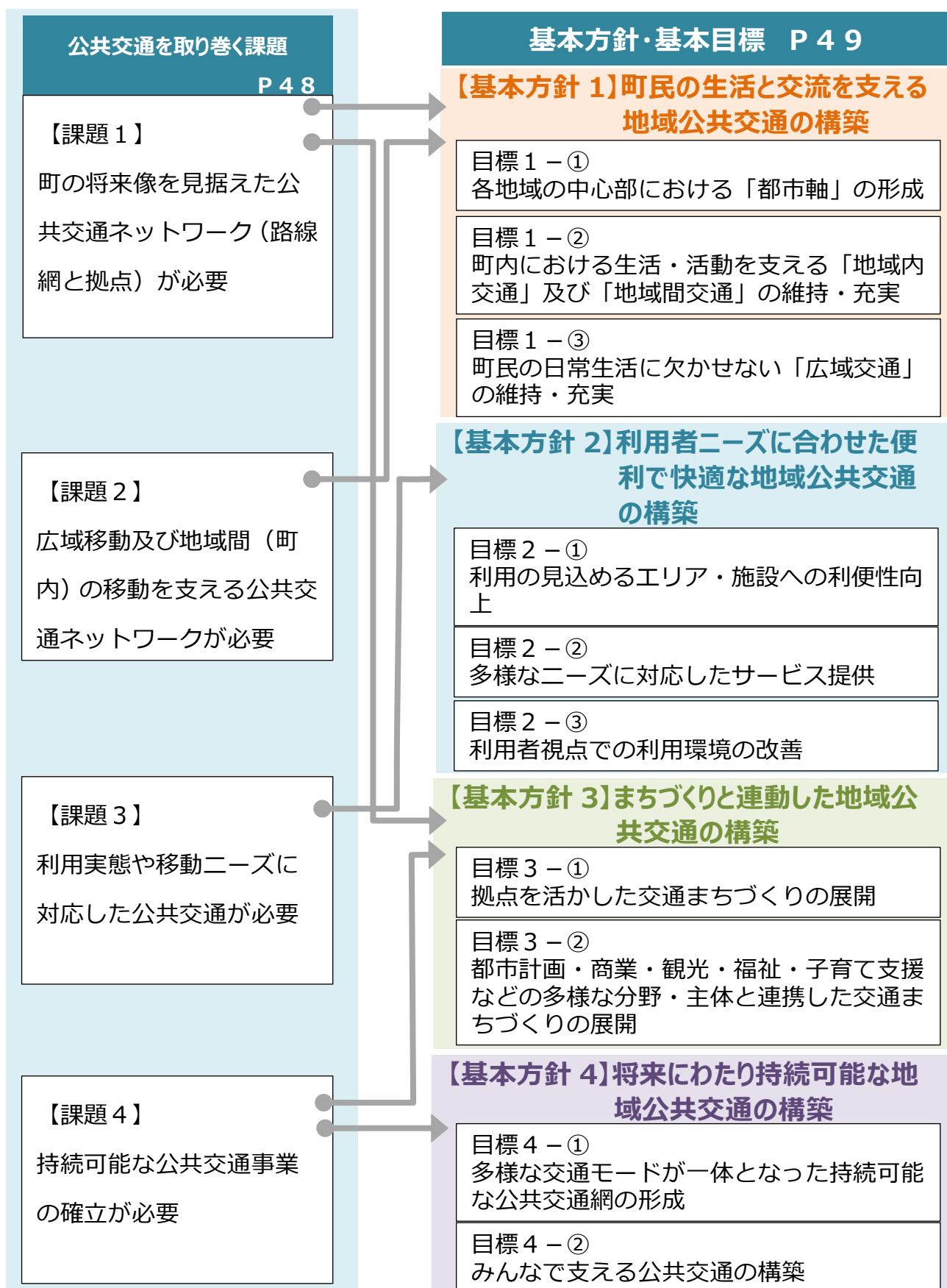
※会津本郷駅については、会津若松市内に所在していることから本計画の対象区域外となるものの、会津本郷駅は、本郷地域住民の生活交通手段として重要な交通拠点であることを踏まえ、会津若松市と協議・連携します。

【地域公共交通網の将来イメージ（町全域）】



7. 目標達成のための事業及びその実施主体

7-1 目標を達成するための具体的施策



施策及び事業			対応する目標
施策1 地域公共交通の再編			
事業1-1	広域交通としてのJ R只見線の利便性向上	P 57	1-③、4-①
事業1-2	広域交通としての路線バスの再編	P 58	1-①③、 2-①、4-①
事業1-3	地域間交通及び地域内交通としての 美里あいあいタクシーの利便性の向上	P 60	1-①②、4-①
事業1-4	観光二次交通の整備	P 60	2-②
施策2 交通結節点の機能向上と複合化			
事業2-1	中心拠点の整備	P 62	1-①②
事業2-2	地域拠点の整備	P 63	1-①②
施策3 利用環境の改善			
事業3-1	多様な公共交通の一体的な利用に よる利便性の向上	P 65	2-②、3-②、 4-②
事業3-2	車両のバリアフリー化	P 65	2-③、4-①
事業3-3	待合環境の整備	P 66	2-③
施策4 利用促進の取り組み			
事業4-1	公共交通利用促進ツールの充実	P 67	3-②
事業4-2	多様な主体と連携した利用促進の展開	P 68	4-②

7-2 施策1：地域公共交通の再編

事業1-1 広域交通としてのJR只見線の利便性向上

日常生活の足として高校生の通学や通勤に利用されるJR只見線について、利用状況及び利用者需要に見合った利便性向上に努めます。

■主な取り組み

- ・通学などにあったダイヤ及び運行本数の見直しを促進します。

【参考事例】「只見線利活用計画」における生活路線の位置付けと取り組み

- ・只見線の全線復旧を起爆剤として、生活・観光・教育・産業面で多くの方々に利活用される新たな只見線を創り上げていくことを目指し、平成30年3月に「只見線利活用計画」が策定されました。
- ・この計画のアクションプログラム（主要事業）には、生活路線としての取り組みも記載されており、只見線の維持・利便性向上に向けて、本計画とも連携して取り組んでいくことが必要です。

目指すべき姿

只見線が日本の「地方創生路線」として生活路線、観光路線、教育路線、産業路線で利活用されるとともに、それらが循環し成長することで、何度でも乗りたい・訪れたいと思える路線・地域となる。

只見線の新たなステージに向けたチャレンジ

ローカル線の廃止が相次ぐ中で、全国的にも利用者数の少ない只見線の維持・再生に挑みます。

人口減少、高齢化が続く地域が、地方創生の実現に挑み、成功例として日本はもとより、世界へ発信します。

只見線利活用計画 アクションプログラム2018（主要事業）

5 みんなの只見線プロジェクト ～只見線に乗って～

生活路線

地域の機運を高め、マイレール意識を醸成することで、只見線の利用促進を図るとともに、来訪者へのおもてなしの心を醸成する。

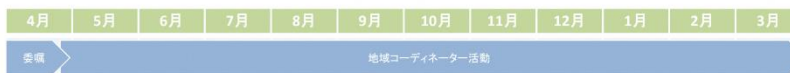
（只見線利活用計画）
KPI 住民等による只見線利活用企画数 100本(2022)
KGI 全住民参加型の利活用促進・受入体制整備、ダイヤ見直し



地域コーディネーターの設置

実施者 只見線利活用プロジェクト推進チーム
予算額 ー 千円

只見線の復旧及び利活用に対する意識が各市町や企業、住民ごとに異なっている状況を踏まえ、只見線沿線という帰属意識の醸成を図るとともに、地域一体の取組となるため、新たに地域コーディネーターを設置する。地域コーディネーターが企業、団体、住民等と対話を行い、只見線利活用計画の周知、只見線関連情報の集約、発信及び各プロジェクトの調整を行いながら、地域を積極的に巻き込んでいく。



KPI 住民等による只見線利活用企画数 20本



（主な関連事業）

駅前冬季イルミネーション

只見線の復興と利用者へのおもてなしによる利用促進、地域の活性化に寄与することを目的として、冬期間中、イルミネーション事業を行い、街中を美しく彩る。

〔会津美里町、会津坂下町、柳津町ほか〕

只見線応援事業への補助

町内の各種団体、学校、企業など5人以上で構成したグループが実施する只見線の利用や活性化につながる事業に対し、最大10万円の補助金を交付する。

〔只見町〕つながれつながれ只見線応援事業補助金 予算額：3,000千円

只見線のりのり倶楽部

金山町民の只見線の乗車促進を中心に、町のイベントに只見線の利用で訪れた観光客にノベルティ等を提供するなど、只見線の利用促進を図る。

〔金山町〕JR只見線復旧応援団事業 予算額：3,000千円

だんだん～も只見線沿線元気会議

只見線の復旧と存続、沿線地域の活性化に向け、各種取組を関係機関（県、市、商工会、コミュニティ協議会等）が連携しながら実施する。

〔だんだん～も只見線沿線元気会議（新潟県）〕

だんだん～も只見線沿線元気会議事業 予算額：未定

6

事業1-2 広域交通としての路線バスの再編

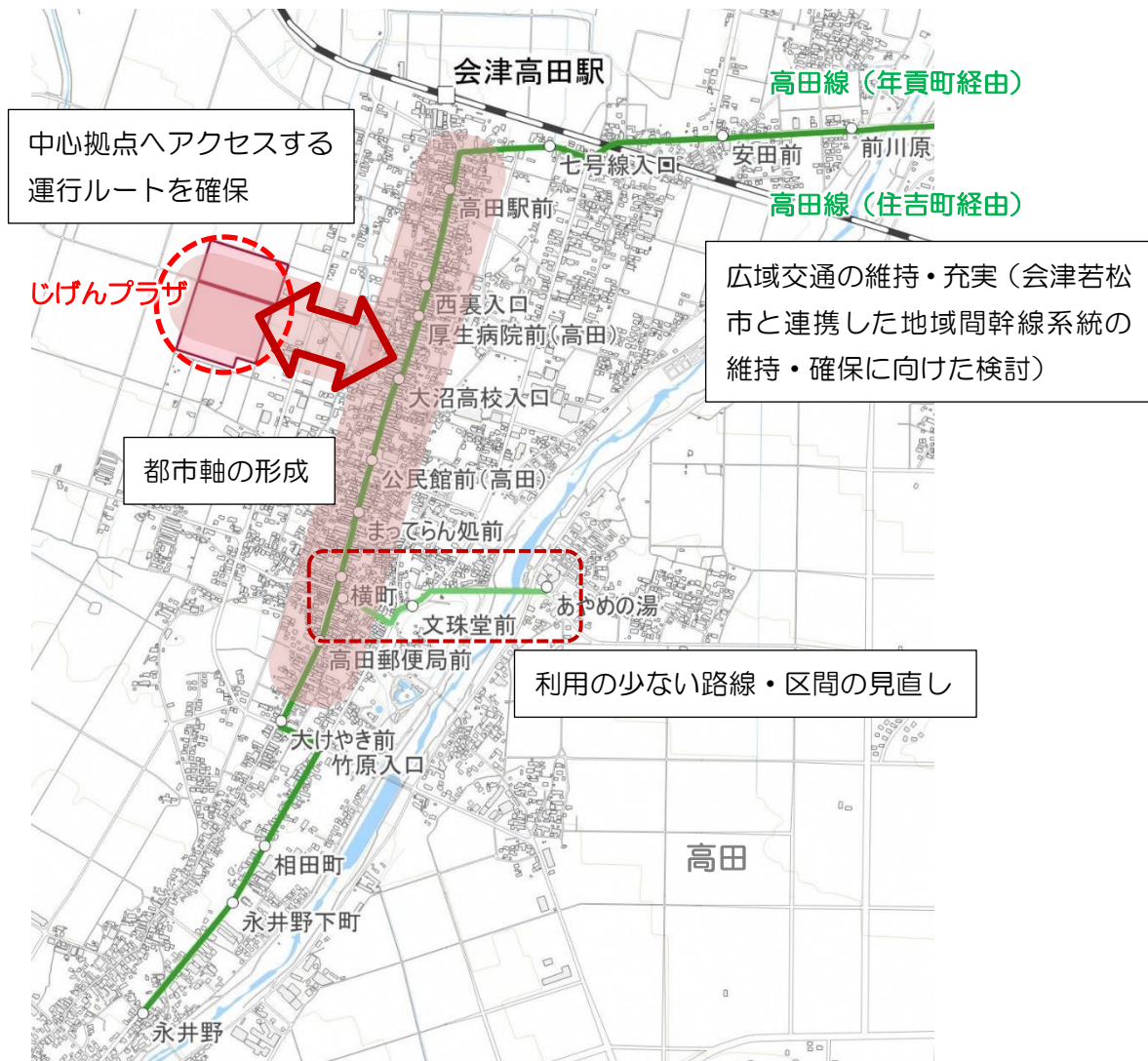
路線バスは、「都市軸」の形成及び「広域交通」の維持・充実に向けて、路線の再編を行います。
(地域公共交通再編事業の活用)

再編検討の対象路線は、高田線（年貢町経由）、高田線（住吉町経由）、本郷線（桜町入口・上米塚経由）、本郷線（対馬館・工業団地経由）、新鶴線とします。

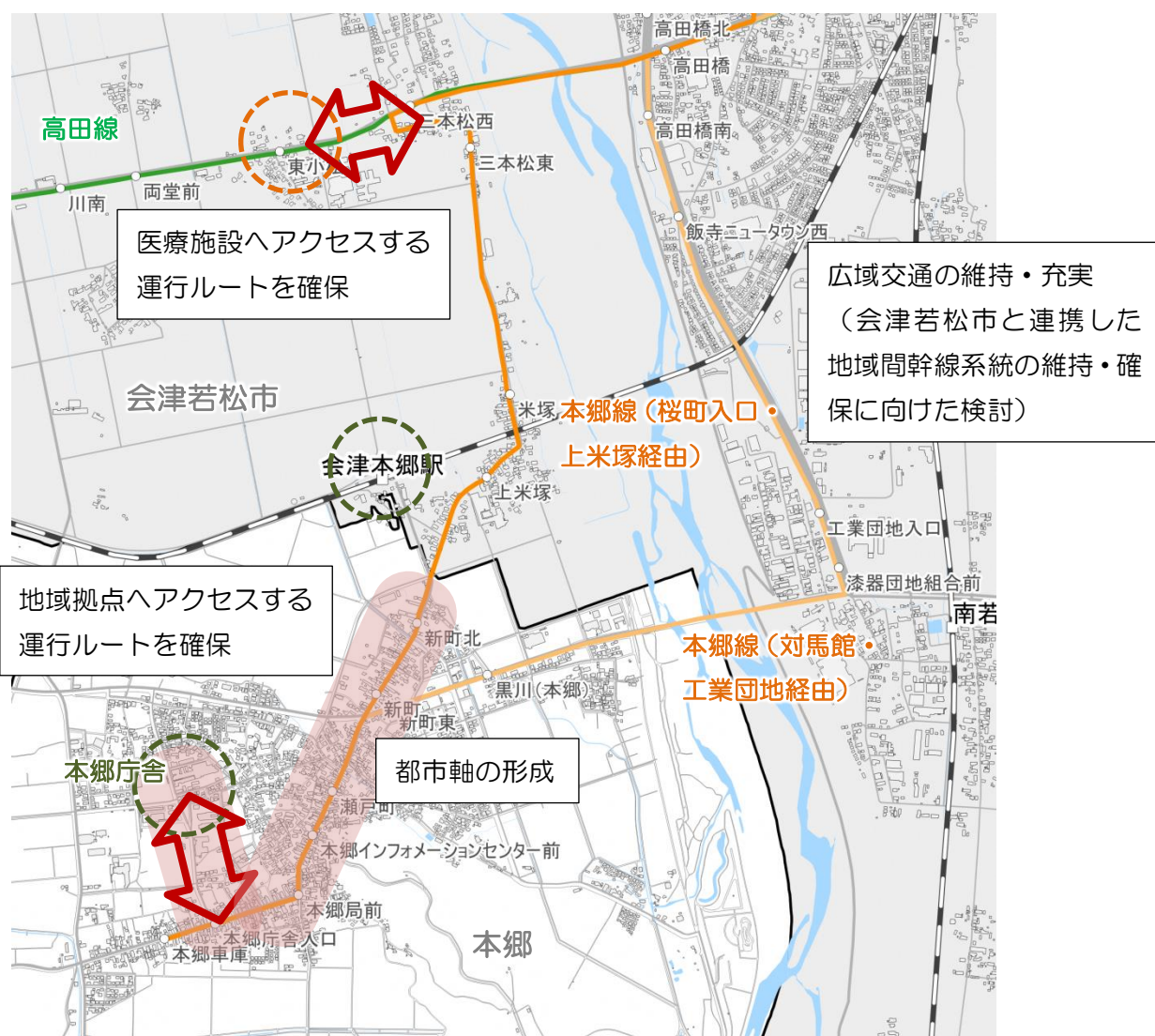
■主な取り組み

- ・関係自治体や交通事業者と連携しながら路線の維持に努めます。
- ・利用の少ない路線・区間は潜在需要に応じて系統及び運行本数の見直しを推進します。
- ・じげんプラザへの運行ルートを確保します。
- ・中心拠点及び地域拠点へ接続し、乗り継ぎ強化を推進します。

【高田線（年貢町経由）・高田線（住吉町経由）の再編イメージ案】



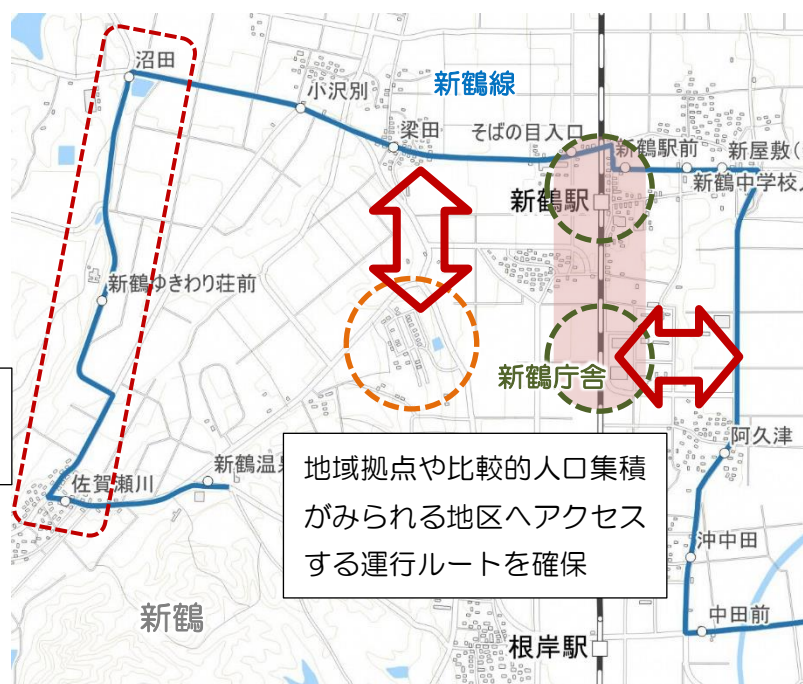
【本郷線（桜町入口・上米塚経由）、本郷線（対馬館・工業団地経由）の再編イメージ案】



【新鶴線の再編イメージ案】

広域交通の維持・充実
（会津若松市と連携し
た地域間幹線系統の維
持・確保に向けた検討）

利用の少ない路線・
区間の見直し



事業の実施主体とスケジュール

施策	実施主体	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
事業 1 - 1 広域交通としての只見線の 利便性向上								
		検討・調整						
		整い次第実施						
事業 1 - 2 広域交通としての路線バスの 再編	・交通事業者 ・行政							
		検討・協議・準備						
		じげんプラザへの運行 ルートの確保						
		中心拠点及び地域拠点への接続						
		整い次第再編						
		再編実 施計画 の策定	評価・検証					
			継続・見直し					
事業 1 - 3 地域間交通及び地域内交通 としての美里あ いあいタクシー の利便性向上	・交通事業者 ・商工会 ・行政							
		検討・協議・準備						
		中心拠点への接続						
		土日運行及び運行ダ イヤの見直し						
		整い次第再編						
		再編実 施計画 の策定	評価・検証					
			継続・見直し					
事業 1 - 4 観光二次交通 の整備	・交通事業者 ・観光協会 ・行政							
		検討・協議・準備						
		整い次第再編						
			評価・検証					
			継続・見直し					

7-3 施策2：交通結節点の機能向上と複合化

事業2-1 中心拠点の整備

都市機能が集積する中心部において、人々の移動の主要目的地となる場所を交通拠点として整備し、結節点の機能強化及び利便性向上を推進します。

■主な取り組み

- ・路線バスと美里あいあいタクシーが結節する交通拠点として、じげんプラザを「中心拠点」に設定します。
- ・中心拠点の待合環境や案内表示などを整備し、乗り継ぎ利用を推進します。

区分	交通拠点	整備イメージ案
中心拠点	じげんプラザ	・高田線について、じげんプラザの乗り入れや乗り継ぎ案内の整備などを検討する。

事業2-2 地域拠点の整備

J R只見線・路線バス又は美里あいあいタクシーが接続する場所として地域拠点を整備し、結節点の機能強化及び利便性向上を図ります。

■主な取り組み

- ・ J R只見線・路線バス又は美里あいあいタクシーと広域交通（路線バス・ J R只見線）が結節する交通拠点として、「中心拠点」に加え「地域拠点」として設定します。
- ・ 地域拠点の待合環境や案内表示を整備し、乗り継ぎ利用を推進します。
- ・ 地域内の生活及び交流機能を整備し、生活の拠点として整備します。

区分	交通拠点	整備イメージ案
地域拠点	会津高田駅	・ 乗り継ぎ抵抗を軽減するため、ダイヤの調整などを検討する。 ・ 待合環境の整備 ・ 観光二次交通の整備
	情報センター「まってらん処」	・ 乗り継ぎ抵抗を軽減するため、ダイヤの調整などを検討する。 ・ 待合環境の充実
	本郷庁舎	・ 乗り継ぎ抵抗を軽減するため、ダイヤの調整などを検討する。 ・ 路線バス乗り入れ ・ 待合環境の整備
	新鶴駅	・ 乗り継ぎ抵抗を軽減するため、ダイヤの調整などを検討する。 ・ 待合環境の整備 ・ 観光二次交通の整備
	新鶴庁舎	・ 乗り継ぎ抵抗を軽減するため、ダイヤの調整などを検討する。 ・ 路線バス乗り入れ ・ 待合環境の整備
	高田インフォメーションセンター	・ 乗り継ぎ抵抗を軽減するため、ダイヤの調整などを検討する。 ・ 待合環境の整備
	本郷インフォメーションセンター	・ 乗り継ぎ抵抗を軽減するため、ダイヤの調整などを検討する。 ・ 待合環境の整備

※会津本郷駅については、会津若松市内に所在していることから本計画の対象区域外となるものの、本郷地域住民の生活交通手段として重要な交通拠点であることを踏まえ、会津若松市と協議・連携します。

事業の実施主体とスケジュール

施策	実施主体	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
事業 2－1 中心拠点の整備	・交通事業者 ・行政	準備						
		じげんプラザ を「中心拠 点」に設定						
		待合環境や案内表示などを整備						
			評価・検証					
			継続・見直し					
事業 2－2 地域拠点の整備	・交通事業者 ・行政	検討・協議・準備						
		整い次第整備						
			評価・検証					
			継続・見直し					

7-4 施策3：利用環境の改善

事業3-1 多様な公共交通の一体的な利用による利便性向上

会津美里町内にある多様な公共交通を組み合わせることで利便性向上を推進します。

■主な取り組み

- ・待合環境や乗り継ぎにおける待機時間などを軽減するための対策を交通事業者と協議します。
- ・JR只見線と路線バスの双方のメリットを活かして利用できるような対応策について、交通事業者と協議を進めます。
- ・利用しやすい支払い体制の構築や地域活性化の糸口として、ICカードの導入を検討します。
- ・高齢者による交通事故の防止に向けて、自家用車から公共交通への利用転換を促進するため、免許返納者への支援を継続します。

町の取り組み：免許返納者への支援

- ・運転に不安を持つ者が、自主的に運転免許を返納した場合に、美里あいあいタクシー利用料金を支援(50枚配布)することにより日常生活の利便性の向上を図るとともに、運転技能低下者が加害者となる交通事故の撲滅を目指すことを目的とする。



事業3-2 車両のバリアフリー化

利用しやすい環境づくりとして、運行事業者と連携し、低床バス（ノンステップバス、ワンステップバス）やUDタクシー（ユニバーサルデザインタクシー）の導入を促進します。

■主な取り組み

- ・交通事業者の協力のもと車両更新の際に、低床バスやUDタクシーの導入を促進します。



▲ワンステップバス



▲ノンステップバス



▲UD タクシー

事業３－３ 待合環境の整備

交通拠点の待合環境の充実を推進します。

■主な取り組み

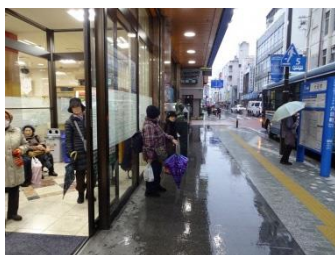
- ・交通拠点各施設における待合スペースの充実を推進します。

【参考事例】八戸市「中心街ターミナル」の待合環境

- ・バス停前の店舗（百貨店・パチンコ屋）の風除室にベンチを設置し、バス利用者が待てる環境が整備されている。



▲中心街ターミナル⑤六日町



▲十三日町バス停

事業の実施主体とスケジュール

施策	実施主体	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
事業３－１ 多様な公共交通の一体的な利用による利便性の向上		検討・協議・準備						
		整い次第導入						
		評価・検証						
		継続・見直し						
事業３－２ 車両のバリアフリー化		協議・準備						
		整い次第導入						
		評価・検証						
		継続・見直し						
事業３－３ 待合環境の整備		検討・協議・準備						
		整い次第整備						
		評価・検証						
		継続・見直し						

7-5 施策4：利用促進の取り組み

事業4-1 公共交通利用促進ツールの充実

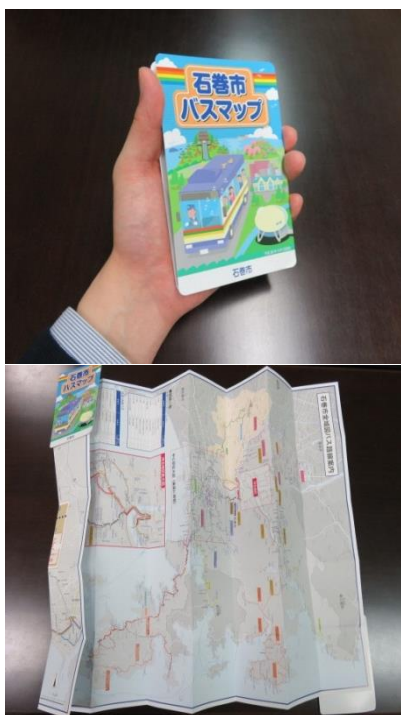
誰もが利用しやすい公共交通を構築するために、分かりやすい情報提供ツールを作成・配布します。

■主な取り組み

- ・JR只見線、路線バス、美里あいあいタクシーに関する利用方法を記載した総合案内ツールとして、公共交通マップを作成します。
- ・バスロケーションシステムを周知し、利用促進を図ります。
- ・美里あいあいタクシーが外から見ても認識しやすいように車両マグネットの見直しを促進します。
- ・オープンデータ導入について、交通事業者との協議を進めます。

【参考事例】

石巻市「石巻バスマップ」



▲公共交通マップ

【参考事例】

八戸市「バスパック」



▲バスパックの実施

【参考事例】

五戸町「ぐるっと五戸スタンプラリー」



▲スタンプラリーの実施

事業4-2 多様な主体と連携した利用促進の展開

持続可能な公共交通を目指し、まちづくり分野との連携を強化し、公共交通の利用促進を図ります。

■主な取り組み

- ・会津美里町商工会及び交通事業者と連携し、これまで取り組んでいるサービスを充実させ、地元商店街の活性化や町内施設の利用促進を図ります。
- ・観光分野、教育分野及び福祉分野と連携し一体的な利用促進を図ります。
- ・公共交通の乗り方案内講座を定期的を開催します。また、町民が職員出前講座等を積極的に活用することによる利用促進を図ります。



▲乗り方体験・マナー教育



▲バスの乗り方教室の開催



▲ギャラリーバスの様子

事業の実施主体とスケジュール

施策	実施主体	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
事業4-1 公共交通利用ガイドの作成	・交通事業者 ・商工会 ・行政	検討・協議・作成・準備						
		バスロケーションシステムの周知						
		公共交通マップの配布						
		整い次第整備						
		評価・検証						
事業4-2 多様な主体と連携した利用促進の展開	・交通事業者 ・商工会 ・行政	継続・見直し						
		検討・協議・準備						
		職員出前講座の開催、町民の積極的な活用						
		整い次第整備						
		評価・検証						
		継続・見直し						

8. 計画目標の達成状況の評価

8-1 施策の進行管理

本計画を進めるにあたって、「行政」「交通事業者」「地域・住民」の三者が連携し、一体となって計画目標の達成に向け取り組むことで、持続可能な公共交通体系の構築を目指します。

さらに、公共交通に関係する様々な主体との連携を図ることにより、持続性を高めるとともに、まちづくりに貢献する公共交通を目指します。

表 施策の進行管理

主体	役 割
行政	・全体のコーディネート(関係機関や周辺市町村との協議・調整) ・日常生活の外出を支える、最低限の交通サービスを維持確保する。
交通事業者	・広域交通及び地域内交通の運行を担い、町民の移動を維持・確保に努める。
町民	・サービスを受けるとともに、公共交通を支えるための取り組みを行う。
関係機関	・地域の一員として公共交通との調整及び連携を図り、まちづくりに貢献する。

8-2 計画の推進体制

会津美里町の地域公共交通に係る協議会などにおいて、取り組みの実施状況の確認、効果検証や取組改善案などについて協議します。

また、計画期間における状況の変化を把握しながら、見直しが必要な場合には、上位・関連計画などと整合性を図りつつ、計画の改定を行っていきます。

表 推進・管理体制

推進・管理体制	構成員	役 割
会津美里町地域公共交通会議	・町民 ・交通事業者 ・道路管理者 ・交通管理者 など	・町民の利用ニーズに即した地域公共交通の見直し及び改善や、地域公共交通体系の構築に向けた継続的な協議を行う。
広域路線関係市町村会議	・会津美里町 ・会津若松市 ・喜多方市 ・湯川村 ・会津坂下町 ・交通事業者	・関係市町村に跨る広域的な路線について、関係市町村と連携しながら、広域的なバスネットワークや交通結節点のあり方を検討する。 ・関係市町村関係課及び交通事業者の担当者レベルを中心とした情報共有・意見交換を行う。
デマンド交通運行委員会	・会津美里町商工会 ・運行事業者 ・会津美里町 など	・高齢者などの交通弱者の町内移動の利便の向上と商店・商店街の地域活性化を図るため、美里あいあいタクシーの利便性向上に関する利用者ニーズに即した見直し及び改善なども踏まえた運行計画を協議し、事業を実施する。

8-3 PDCA サイクルによる評価・検証

計画で掲げた目標（Plan）を確実に達成するため、継続的に取り組む（Do）とともに、その取組結果を把握・評価（Check）、問題点があれば見直しを行い（Action）、新たな取り組みの計画を立てる（Plan）という、いわゆる PDCA サイクルを実行します。

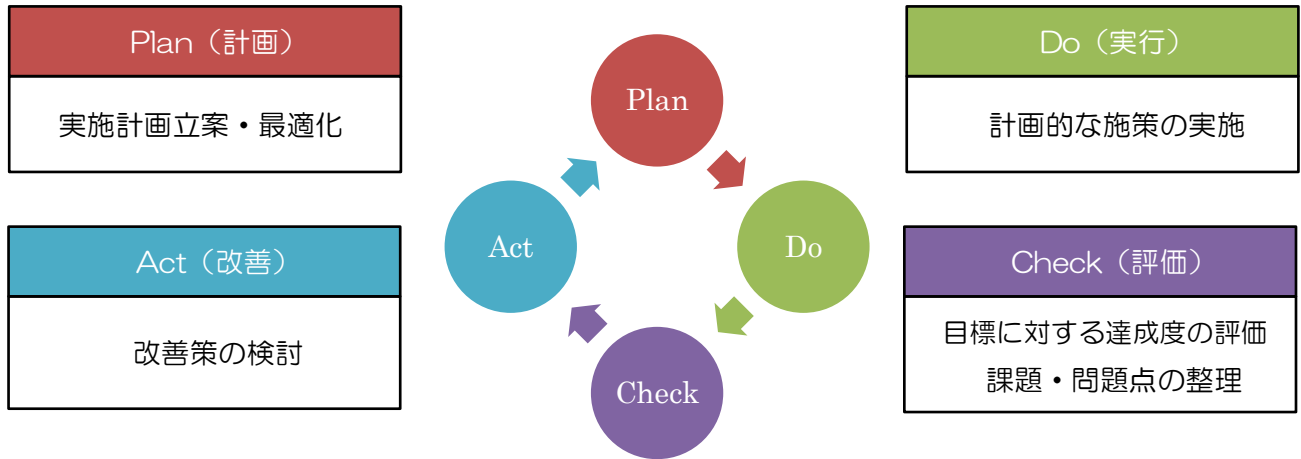


図 計画及び施策・事業の実施・見直しサイクルイメージ

8-4 数値目標

基本方針の達成状況を評価・検証するため、数値目標を設定します。

表 目標値の設定

基本方針	指 標	単位	現状値	目標値
基本方針① 町民の生活と交流を支える地域公共交通の構築	路線バス利用者数	人／日	844人 (H29年)	844人 (H37年)
	美里あいあいタクシーの利用者数	人／年	24,954人 (H29年)	28,000人 (H37年)
基本方針② 利用者ニーズに合わせた便利で快適な公共交通の構築	ユニバーサルデザイン車両の導入率	%	60% (H29年)	100% (H37年)
	交通拠点における乗り継ぎ環境の整備箇所数	カ所	3カ所 (H29年)	8カ所 (H37年)
	交通拠点における乗降者数	人／日	39人 (H29年)	50人 (H37年)
基本方針③ 多様な分野・主体と連携したまちづくりと連動した地域公共交通の構築	多様な分野・主体と連携した利用促進の取組件数	件／年	1件 (H29年)	3件 (H37年)
基本方針④ 将来的に持続可能な地域公共交通の構築	公共交通の運行に関する町負担額の維持	千円／年	26,272千円 (H29年)	26,272千円 (H37年)
	公共交通主体の利用促進の取組件数	件／年	5件 (H29年)	10件 (H37年)

(1) 路線バス利用者数

■指標設定の理由	・路線バスの利用者数から、町民の日常生活に必要な移動手段が維持・確保されているかを評価する。
■指標の算出方法	・年4回乗降調査を実施し、利用者数を把握する。 ・資料は交通事業者より提供を受ける。
■目標値の設定	・路線ごとの乗降調査の結果を確認し、1日当たりの利用者数が毎年維持できていることを目標とする。
■対応する目標	目標1-①、1-②、1-③

(2) 美里あいあいタクシーの利用者数

■指標設定の理由	・地域内交通の利用者数から町民の移動ニーズに即しているかを評価する。
■指標の算出方法	・美里あいあいタクシーの年間の利用者数を把握する。 ・日々の利用者数から1日あたりの平均利用者数を把握する。 ・資料は、交通事業者より提供を受ける。
■目標値の設定	・平成37年の人口のうち、2人に1人は買い物、通院及び趣味活動などで外出利用が増えることを目標とする。
■対応する目標	目標1-①、1-②、1-③

(3) ユニバーサルデザイン車両の導入率

■指標設定の理由	・利用しやすい環境づくりが図られているかを評価する。
■指標の算出方法	・低床バスやUDタクシーの整備台数を把握し、導入率を把握する。 ※平成29年度：低床バス27／33台、UDタクシー6／19台 ・資料は、交通事業者から提供を受ける。
■目標値の設定	・町内を走る全ての運行車両台数において、ユニバーサルデザイン車両が導入されている環境を目標とする。
■対応する目標	目標2-①、2-②、2-③

(4) 交通拠点における乗り継ぎ環境の整備箇所数

■指標設定の理由	・乗り継ぎ拠点の整備状況から、まちづくりと連動した地域公共交通が構築されているかを評価する。
■指標の算出方法	・交通拠点の整備箇所数をもって把握する。 ・資料は町が把握する資料・データなどを用いる。
■目標値の設定	・実施状況を確認し、計画通りに整備されている状態を目標とする。
■対応する目標	目標 2-①、2-②、2-③

(5) 交通拠点における乗降者数

■指標設定の理由	・乗り継ぎ拠点の利用状況から、まちづくりと連動した地域公共交通が構築されているかを評価する。
■指標の算出方法	・主要な交通拠点（じげんプラザ、情報センター「まってらん処」、本郷庁舎、新鶴庁舎、高田インフォメーションセンター、本郷インフォメーションセンター）における路線バス及び美里あいあいタクシーの乗降者数を把握する。 ・乗降調査は年1回交通事業者が実施する。 ・資料は、交通事業者より提供を受ける。
■目標値の設定	・乗降者数を把握し、計画通りに拠点に人が集い、乗り継ぎ利用がされている状態を目標とする。
■対応する目標	目標 2-①、2-②、2-③

(6) 多様な分野・主体と連携した利用促進の取組件数

■指標設定の理由	・多様な主体と連携した利用促進策の取り組みが展開されているか評価する。
■指標の算出方法	・行政、福祉・教育・観光分野関係機関及び町民が連携して実施する利用促進の取組件数及び内容を把握する。 ・資料は町が把握する資料・データなどを用いる。
■目標値の設定	・利用促進の取組件数及び内容を把握し、利用促進が展開されていること、まちづくり分野と連携されていること、町民が公共交通の利用促進に関与されている状態を目標とする。
■対応する目標	目標 3-①、3-②

(7) 公共交通の運行に関する町負担額の維持

■指標設定の理由	・持続可能な公共交通網が形成されているかを評価する。
■指標の算出方法	・各交通モードの補助金額・事業費をもって把握する。 ・資料は町が把握する資料・データなどを用いる。
■目標値の設定	・効率化を図り、現状維持を目標とする。
■対応する目標	目標 4-①、4-②

(8) 公共交通主体の利用促進の取組件数

■指標設定の理由	・多様な主体の連携・協働を取組内容から評価する。
■指標の算出方法	・町が主体となって実施する利用促進の取組件数。 ・資料は、町及び会津美里町商工会が把握する資料・データなどを用いる。
■目標値の設定	・毎年、利用促進の取組が実施されている状態を目標とする。
■対応する目標	目標 4-①、4-②

8-5 モニタリングの方法

評価する際の指標データについては、以下の方法で収集します。

表 目標値の設定

NO	指 標	収集データ	データの収集方法
①	路線バス利用者数	路線バスの乗降調査	交通事業者より提供を受ける。
②	美里あいあいタクシーの利用者数	美里あいあいタクシーの年間の利用者数	交通事業者より提供を受ける。
③	ユニバーサルデザイン車両の導入率	低床バスやUDタクシーの導入率	交通事業者より提供を受ける。
④	交通拠点における乗り継ぎ環境の整備箇所数	交通拠点の整備箇所数	町が把握する資料・データなどを用いる。
⑤	交通拠点における乗降者数	主要な交通拠点(じげんプラザ、情報センター「まってらん処」、本郷庁舎、新鶴庁舎、高田インフォメーションセンター、本郷インフォメーションセンター)における路線バス及び美里あいあいタクシーの乗降者数	交通事業者より提供を受ける。
⑥	多様な分野・主体と連携した利用促進の取組件数	行政、福祉・教育・観光分野関係機関及び町民が連携して実施する利用促進の件数及び取組内容	町が把握する資料・データなどを用いる。
⑦	公共交通の運行に関する町負担額の維持	各交通モードの補助金額・事業費	町が把握する資料・データなどを用いる。
⑧	公共交通主体の利用促進の取組件数	町が主体となって実施する利用促進の取組件数	町及び会津美里町商工会が把握する資料・データなどを用いる。

参考資料

(1) 会津美里町地域公共交通会議

①会津美里町地域公共交通会議設置要綱

平成19年3月16日

告示第16号

改正 平成19年4月27日告示第29号

平成23年9月30日告示第116号

平成30年3月12日告示第36号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化・再生法」という。)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバスなどの旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、会津美里町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 活性化・再生法第5条第1項の規定に基づく、地域公共交通網形成計画及び同法第27条の2第1項の規定に基づく地域公共交通再編実施計画(以下「法定計画」という。)の策定及び変更に関する事項
- (2) 法定計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金などに関する事項
- (4) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (2) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 国土交通省東北運輸局福島運輸支局長が指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (7) 福島県会津地方振興局長が指名する者
- (8) 福島県会津若松建設事務所長が指名する者
- (9) 福島県会津若松警察署長が指名する者
- (10) 会津美里町商工会長が指名する者
- (11) 会津美里町副町長
- (12) 学識経験者その他の交通会議の運営に関し必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、任期中最初の会議は町長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務めるものとする。

4 会議の議決方法は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、開催日時、場所、議題、協議の概要及び合意事項などを記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。

(関係者などの出席)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、まちづくり政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月27日告示第29号)

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成23年9月30日告示第116号)

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成30年3月12日告示第36号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

②委員名簿（平成30年度）

区分	団体・機関など	所属団体役職	氏 名
一般乗合旅客自動車 運送事業者の代表	会津乗合自動車株式会社	バス・タクシー事業部 輸送管理課長補佐	安部 和人
一般乗合旅客自動車 運送事業者の代表	株式会社会津西交通	代表取締役	真鍋 大輝
一般乗用旅客自動車 運送事業者の代表	会津交通株式会社	代表取締役	吉田 正寿
一般旅客自動車運送 事業者の組織する団 体の代表	公益社団法人 福島県バス協会	専務理事	穴戸紳一郎
一般旅客自動車運送 事業者の組織する団 体の代表	一般社団法人 福島県タクシー協会	会津支部長	佐藤 俊材
旅客自動車運送事業 者の事業用自動車の 運転者が組織する団 体の代表	会津乗合自動車労働組合	執行委員長	遠藤 章
住民の代表	会津美里町自治区長会	幹事	川島 忠
住民の代表	会津美里町老人クラブ連合会	庶務	金田 静雄
住民の代表	公募委員		薄 謙一
国土交通省東北運輸 局福島運輸支局長が 指名する者	国土交通省東北運輸局 福島運輸支局	首席運輸企画専門官	及川三千男
福島県会津地方振興 局長が指名する者	福島県会津地方振興局	県民環境部副部長 兼県民生活課長	穴澤 竜太
福島県会津若松建設 事務所長が指名する 者	福島県会津若松建設事務所	企画管理部 企画調査課長	佐藤 文裕
福島県会津若松警察 署長が指名する者	福島県会津若松警察署 会津美里分庁舎	会津美里分庁舎所長	清水 誠二
会津美里町商工会長 が指名する者	会津美里町商工会	経営指導員	新国 健太
会津美里町副町長	会津美里町	副町長	弓田 秀樹

③協議会開催スケジュールと協議事項（H29～H30）

開催時期		会議	開催内容
平成29年度	10月31日	第2回 会津美里町地域公共交通会議	・地域公共交通網形成計画などの概要について ・会津美里町地域内公共交通実態調査業務の進捗について ・今後の予定について
	平成30年3月20日	第3回 会津美里町地域公共交通会議	・平成30年4月1日からの新鶴線の路線 ・会津美里町地域内公共交通実態調査業務の調査結果などについて ・平成30年度会津美里町地域公共交通会議の予定について
平成30年度	4月13日	第1回 会津美里町地域公共交通会議	・会津美里町地域公共交通会議の概要について ・地域公共交通網形成計画などの概要について ・会津美里町地域公共交通網形成計画策定調査業の概要について ・今後の予定について
	9月28日	第2回 会津美里町地域公共交通会議	・会津美里町地域公共交通網形成計画策定における各種調査の実施結果等について ・会津美里町地域公共交通網形成計画の基本方針案について
	10月28日	第3回 会津美里町地域公共交通会議	・会津美里町地域公共交通網形成計画策定における利用者アンケートの実施結果について ・会津美里町地域公共交通網形成計画の計画書素案について
	11月21日	第4回 会津美里町地域公共交通会議	・町民懇談会の実施結果報告について ・会津美里町地域公共交通網形成計画の計画書(案)について ・平成31年度の路線バスルート変更予定について
	平成31年2月14日	第5回 会津美里町地域公共交通会議	・デマンド交通の運行内容の変更について ・会津美里町地域公共交通網形成計画(案)について ・乗合バス路線の事業計画の変更について

(2) 調査・概要

調査項目		開催日時	概要
平成29年度	会津美里町における公共交通に関するアンケート調査	平成30年1月29日～2月16日	・町民の移動実態の把握、現行の公共交通に対する町民の意向や見直しの検討などを把握するためアンケート調査を実施する。 【対象者】 ・町内在住の15歳以上の町民1,500人 ※各地域500人ずつ、年齢構成、性別に偏りがないうように構成比に応じて按分し、住民基本台帳より無作為抽出。
	民生委員ヒアリング調査	【高田地域】11月28日 【本郷地域】11月22日 【新鶴地域】11月22日	・町民のうち独居老人や高齢者などが日常の外出で困っていることや公共交通の利用状況、サービス改善要望などについて把握し、現在、調査・検討している公共交通網の再構築の基礎資料として活用する。 【対象者】 ・民生委員(83名)
	交通事業者ヒアリング調査	【梅林タクシー】7月27日 【デマンドタクシーオペレーター】7月27日 【会津美里町商工会】7月27日 【会津乗合自動車】9月15日	・近年の公共交通利用者の現状や実態、今後の地域公共交通に関する考えなどの聞き取り及び各種統計資料の収集を行い、公共交通を確保・維持するための課題を把握する。 【対象者】 ・広域路線バス(会津乗合自動車) ・デマンド交通(梅林タクシー、デマンドタクシーオペレーター、会津美里町商工会)

平成30年度	町民グループインタビュー調査	【本郷地域】 7月26日 【高田地域】 7月27日 【新鶴地域】 7月27日 【高校生】 7月26日	【調査目的】 ・利用者以外の町民も含めて、日常生活での移動特性や公共交通に対する意識・改善要望を把握し、よりの確な公共交通ネットワークやサービスレベルのあり方、公共交通の再編のあり方を検討するため、以下の内容について住民の本音のニーズを具体的に把握する。 【対象者】 ・美里あいあいタクシーの利用登録者 ・免許返納者 ・日常生活の移動が困難な方 ・文化団体に所属している方 ・高校生
	関係者ヒアリング調査	7月26日	・本町における公共交通事業者や庁内関係部署などを対象に、地域公共交通の利用状況、現状の運行ルート・ダイヤ・時間帯などの問題点・課題、見直し・改善ニーズを把握するため調査を実施する。 【対象者】 ・会津交通 ・会津美里町商工会 ・会津乗合自動車
	病院利用者アンケート	7月10日～7月20日	・町外の医療機関への公共交通による移動手段を検討するため、特に町民からの要望が多い病院を利用する受診者に対して、通院での移動特性や公共交通に対する意識・改善要望を把握するためアンケート調査を実施する。 【対象者】 ・坂下厚生病院、会津西病院への通院患者
	利用者アンケート調査	9月3日(ヒアリング) 9月5日～9月14日(アンケート)	・利用者アンケート調査は、路線バス及び美里あいあいタクシー(以下「路線バスなど」という)の利用状況、外出で困っている点、路線バスなどの改善要望、運行ルートなどの見直しによる変化などを把握するとともに、その要因なども把握する。 【対象者】 ・路線バス利用者 ・美里あいあいタクシー利用者
	町民懇談会	10月5日～10月7日	高田・本郷・新鶴地域において、網形成計画に関する懇談会を開催した。 【対象者】 会津美里町民 【参加者数】 9人

9. 用語

本文中に「※」を記した語句を解説しています。

「※」は本文中の最初にこれらの語句を使用した箇所に記しています。

No.	初出頁	用語	内容説明・解説
1	P1	■ 地域公共交通網形成計画	地域公共交通の“あり方”などを示す「マスタープラン」としての役割を持った計画です。福島市では、平成27年度に福島市地域公共交通網形成計画を策定しています。
2	P1	■ デマンド交通	正式には DRT(Demand Responsive Transport:需要応答型交通システム)と呼ばれ、路線バスとタクシーの中間的な位置にある交通機関です。事前予約により運行するという特徴があり、運行方式や運行ダイヤ、さらには発着地(OD)の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在します。
3	P2	■ 地域公共交通再編事業	路線網の再編、小さな交通への転換等を組み合わせつつ、地域公共交通ネットワークの再構築を図るための事業です。
4	P2	■ 地域公共交通再編実施計画	地域公共交通網形成計画に基づいて、地域全体の公共交通ネットワークの総合的な再編(地域公共交通再編事業)を行う場合の「アクションプラン」となる計画です。大臣認定を受けることでさまざまな制度や財政支援の「特例」を活用することが可能になります。
5	P6	■ KPI(評価指数)	KPI(Key Performance Indicator:主要業績評価指標)のこと。
6	P6	■ DMO	観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域作りを行う法人のこと。Destination Management Organization(デスティネーション・マネジメント・オーガニゼーション)の頭文字の略。日本版DMOは、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。

7	P7	■インバウンド	観光業界で用いられるインバウンドとは、訪日旅行(外国人が日本を訪問する旅行)のこと。
8	P39	■バスロケーションシステム	運行中のバスの位置情報をGPS(Global Positioning System:全世界的な無線測位システム)車載器でリアルタイムに把握することにより、バスの現在位置・運行状況・遅れ等の情報を提供するシステム。
9	P50	■ユニバーサルデザイン	「バリアフリー」の概念をさらに発展させ、高齢者・障がい者なども含めた「誰にとっても」利用できる・利用しやすい環境をいいます。
10	P56	■観光二次交通	観光二次交通とは、拠点となる空港や鉄道の駅から観光地までの交通のこと。
11	P67	■オープンデータ	行政などの公共データをコンピューターで処理しやすい形で公開し、二次利用を促す取り組み。 二次利用例:路線検索などのスマートフォンアプリ、インターネット上の情報案内、バスマップなどの印刷物。

会津美里町地域公共交通網形成計画

発行日：平成31年3月

発行：福島県大沼郡会津美里町 まちづくり政策課

〒969-6292

福島県大沼郡会津美里町字宮北 3163 番地

TEL：0242-55-1171